

広島市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号。)、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。)及び広島市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年広島市規則第7号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が適切であると認める者)

第2条 細則第2条第1項第1号の市長が適切であると認める者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱第2条の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会とする。

(耐震診断の結果の妥当性を証する書類)

第3条 細則第2条第1項第1号に規定する書類は、前条に規定する耐震判定委員会が、同号の妥当性を地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準(平成25年国土交通省告示第1062号)により判定した書類(添付書類を含む。)とする。

(市長が必要と認める書類)

第4条 細則第2条第2項第2号の市長が必要と認める書類は、除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示(令和3年国土交通省告示第1522号)第2から第5までに定める調査を行う者であることを証する書類とする。

(申請の取下げ)

第5条 法第163条の5第1項若しくは法第105条の認定又は法第118条、法第144条、法第171条若しくは法第196条の認可(以下「認定等」という。)の申請をした者は、市長が当該申請に係る認定等をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、所定の届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

2 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

3 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。